

## II. 行政施設

### 1. 行政系施設

#### II-1-(1) ① 庁舎等 (庁舎等)

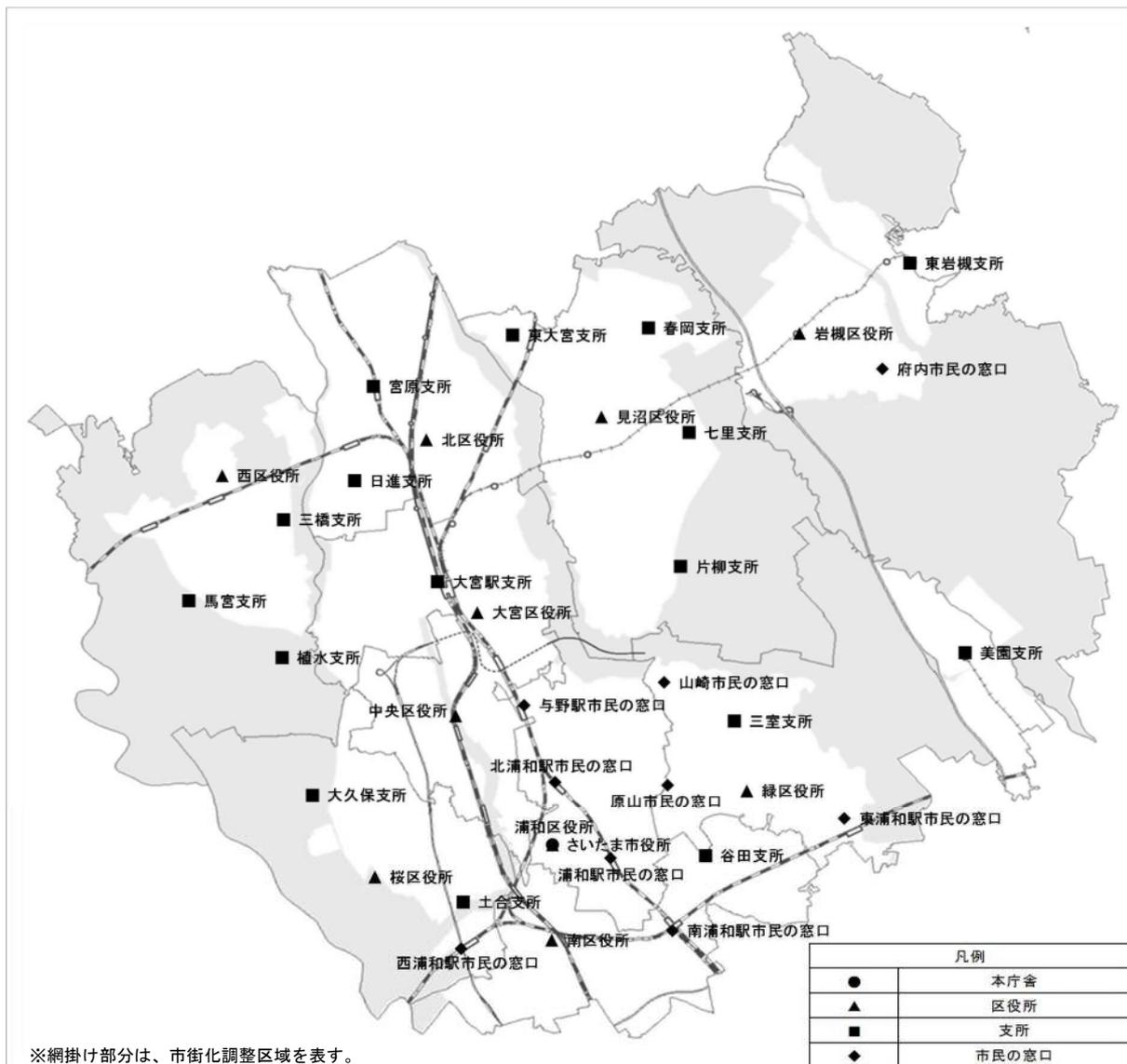
##### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数 (令和2年度末)	
本庁舎・区役所	地方自治法の規定に基づき、本市及び各区の主たる事務所として設置している。	本庁舎：1 区役所：10	11 施設
支所・市民の窓口	住民関係諸証明の受付、交付の窓口を拡張し、住民の利便を図るための施設として設置している。	支所：16 市民の窓口：9	25 施設

##### ■ 個別方針

本庁舎	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状の本庁舎においては、原則として、基準面積 32,085 m<sup>2</sup> を上限に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：32,085 m<sup>2</sup> (借上げ分を除く。)</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本庁舎整備については、本庁舎整備審議会の答申を踏まえ検討中である。</li> </ul>
区役所	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：81,406 m<sup>2</sup> (借上げ分を除く。)</li> <li>(廃止した施設を除いた面積：66,159 m<sup>2</sup>)</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧大宮区役所 (R 元年 5 月廃止) については、除却を検討する。</li> </ul>
支所・市民の窓口	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支所：区役所機能を補う施設として配置する。</li> <li>市民の窓口：区役所・支所機能を補う施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、支所については1施設当たりの基準面積 120 m<sup>2</sup>、市民の窓口については1施設当たりの基準面積 88 m<sup>2</sup> を上限に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の平均延床面積：支所 208 m<sup>2</sup> (借上げ分を除く。)</li> <li>市民の窓口 135 m<sup>2</sup> (借上げ分を除く。)</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を上限に検討する。</li> </ul>

## ■ 市内配置図



## ■ 主な機能（諸室）の考え方

本庁舎	・会議室、ロビー、相談室、議場、事務室等
区役所	・執務室、会議室、ロビー、相談室等
支所・市民の窓口	・執務室、待合所、諸室

## II-1-(1)② 庁舎等(事務所・事業所等)

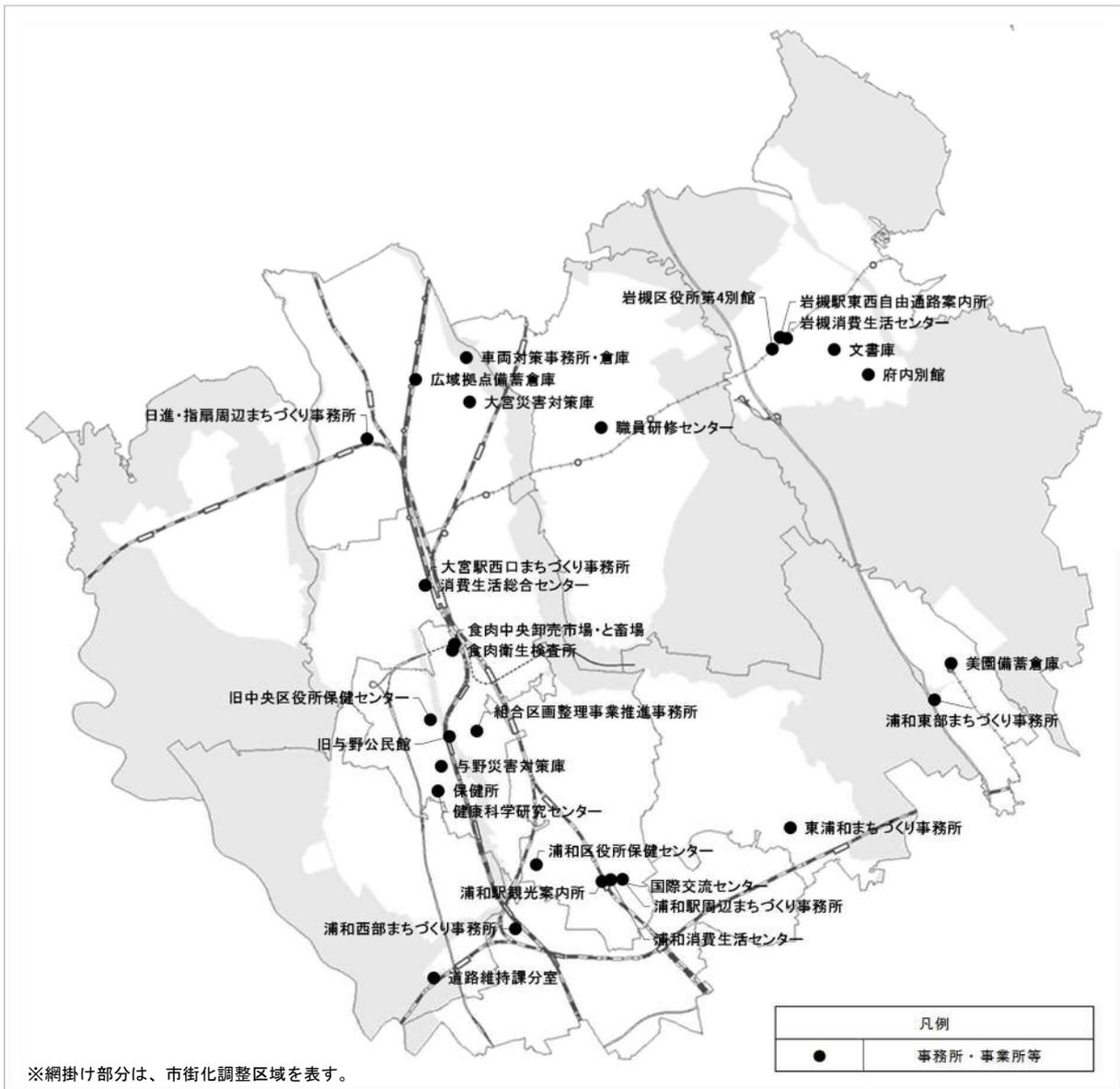
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）
事務所・事業所等	他の分野に掲載していない本市が設置する 主な事業所・事務所等	31 施設

### ■ 個別方針

事務所・事業所等	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健センター及び災害対策庫については、区レベルの施設として配置する。</li> <li>・まちづくり事務所については、事業区域レベルの施設として配置する。</li> <li>・上記以外については、市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>・統合・整理を検討する。</li> </ul> <p>※ 現状の延床面積：40,756 m<sup>2</sup>（借上げ分を除く。）</p> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の規模等により、核となる施設又は集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新設、移転等に当たっては、既存施設の活用や借上げによることを基本とし、可能な限り集約化する。</li> </ul>
----------	--

■ 市内配置図



※東京事務所（千代田区平河町）については、市外に設置しているため、配置図を省略

■ 主な機能（諸室）の考え方

事務所・事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食肉中央卸売市場・と畜場：市場、と畜場、事務室等</li> <li>・観光案内所：案内所、事務室等</li> <li>・国際交流センター：交流サロン、多目的室、相談室、国際活動スペース、保管スペース、事務室等</li> <li>・消費生活センター：相談室、資料コーナー、事務室等</li> <li>・保健センター：講習室、事務室等</li> <li>・東京事務所：事務室等</li> <li>・職員研修センター：講堂、研修室、講師控室、グループワーク室、OA研修室、事務室等</li> <li>・まちづくり事務所、車両対策事務所：会議室、事務室等</li> <li>・食肉衛生検査所：検査室、事務室等</li> <li>・保健所、健康科学研究センター：診療室、相談室、研修室、届出窓口、検査室、機器室、準備室、事務室等</li> </ul>
----------	--

## II-1-(2) 教育施設

### ■ 施設概要

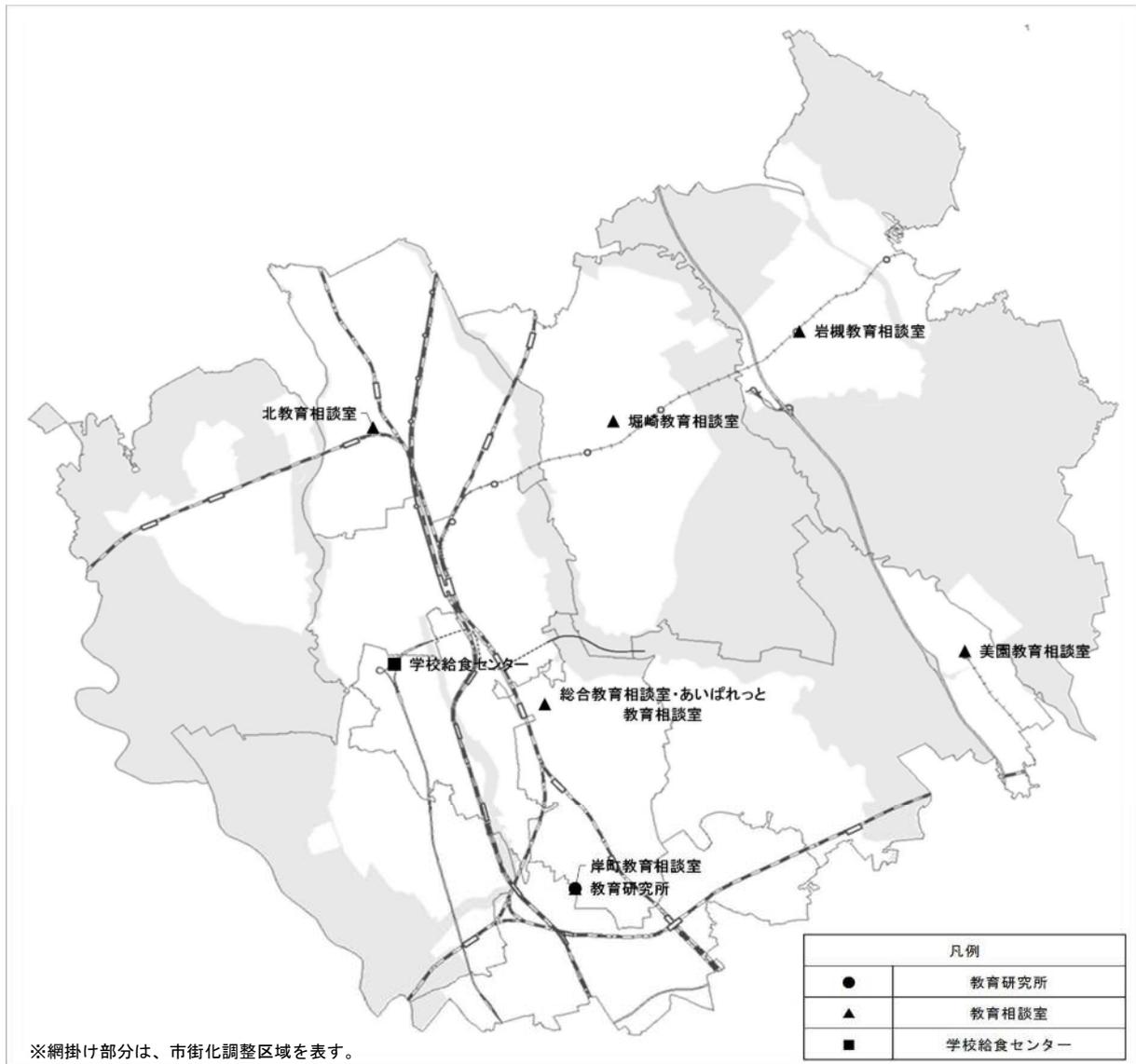
	位置付け等	施設数（令和2年度末）
教育研究所	教育の振興と充実を図り、教育上必要な問題の研究や教職員の研修を行うための施設として設置している。	1 施設
教育相談室	市内在住・在学の幼児から高校生、その保護者及び教職員を対象に、教育上のさまざまな悩みに対する相談に応じ、助言・支援を行う施設として設置している。	6 施設
給食センター	複数の小学校・中学校の給食を1つの調理場で調理し、各学校に配食するための施設として設置している。	1 施設

### ■ 個別方針

教育研究所	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、基準面積 3,944 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：3,944 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の単独施設だけではすべての研修を実施できず、他の施設を活用して対応していることから、施設の更新時期を待たずに他の施設との複合化等を検討する。</li> </ul>
教育相談室	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内6ブロックとし、各ブロック1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、統括機能を果たす総合教育相談室については基準面積 1,015 m<sup>2</sup>、その他の施設については1施設当たりの基準面積 461 m<sup>2</sup>を前提に規模を検討する。 ※ 現状の平均延床面積：442 m<sup>2</sup>（借上げ分を除く。）</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年間の利用者数が3年連続して前年度を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合とする。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状が基準面積以下の施設については、現行の延床面積を基本としつつ、更新時に必要に応じて、基準面積を前提に検討する。</li> </ul>
給食センター	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、基準面積 1,603 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：4,875 m<sup>2</sup>（廃止した施設を除いた面積：1,603 m<sup>2</sup>）</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>旧岩槻学校給食センター（H26年3月廃止）及び旧鈴谷学校給食センター</li> </ul>

(H19年3月廃止)については、除却を検討する。

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

教育研究所	・ 図書資料室、公文書保管庫、美術科研修室、技術工芸研修室、理科研修室、家庭科研修室、和室、コンピュータ研修室、視聴覚研修室、研修ホール、会議室、研修室、事務室等
教育相談室	・ 教育相談室、教育支援センター、教育相談プレイルーム、事務室等
給食センター	・ 調理室、休憩室、事務室等

## II-1-(3) ① 消防施設(消防局庁舎・署所等)

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数(令和2年度末)
消防局庁舎	火災、風水害等の防御活動の拠点、平常時には災害に備えた訓練、火災予防広報、応急手当普及啓発等の活動拠点として設置している。	1 施設
消防署		10 施設
出張所		16 施設

### ■ 個別方針

消防局庁舎	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、基準面積 5,518 m<sup>2</sup>を上限に規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：6,284 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul>
消防署	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1施設当たりの基準面積 2,031 m<sup>2</sup>とする。</li> <li>※ 現状の平均延床面積：2,811 m<sup>2</sup>(廃止した施設を除いた場合：2,700 m<sup>2</sup>)</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核となる施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の配置については、「消防力整備計画」のとおりとする。ただし、消防施設間の近接がみられる施設については、更新時期や将来的な人口減少など消防需要の動向に応じて統合・整理を検討する。</li> <li>消防署に付帯する訓練施設については、機能の集約を検討する。</li> <li>旧岩槻消防署(R2年7月移転済)については、除却を検討する。</li> <li>現中央消防署(R3年10月移転予定)については、除却を検討する。</li> </ul>
出張所	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防署機能を補う施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1施設当たりの基準面積 874 m<sup>2</sup>又は 649 m<sup>2</sup>とする。</li> <li>※ 現状の平均延床面積：819 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の配置については、「消防力整備計画」のとおりとする。ただし、消防施設間の近接がみられる施設については、更新時期や将来的な人口減少など消防需要の動向に応じて統合・整理を検討する。</li> <li>基準面積を 874 m<sup>2</sup>とする施設は、消防需要の高い地区に隣接する出張所とする。</li> </ul>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

消防局庁舎	・会議室、危機管理センター、指令センター、事務室等
消防署	・車庫、資機材倉庫、事務室、仮眠室等
出張所	・車庫、資機材倉庫、事務室、仮眠室等

## II-1-(3) ②消防施設(消防分団車庫等)

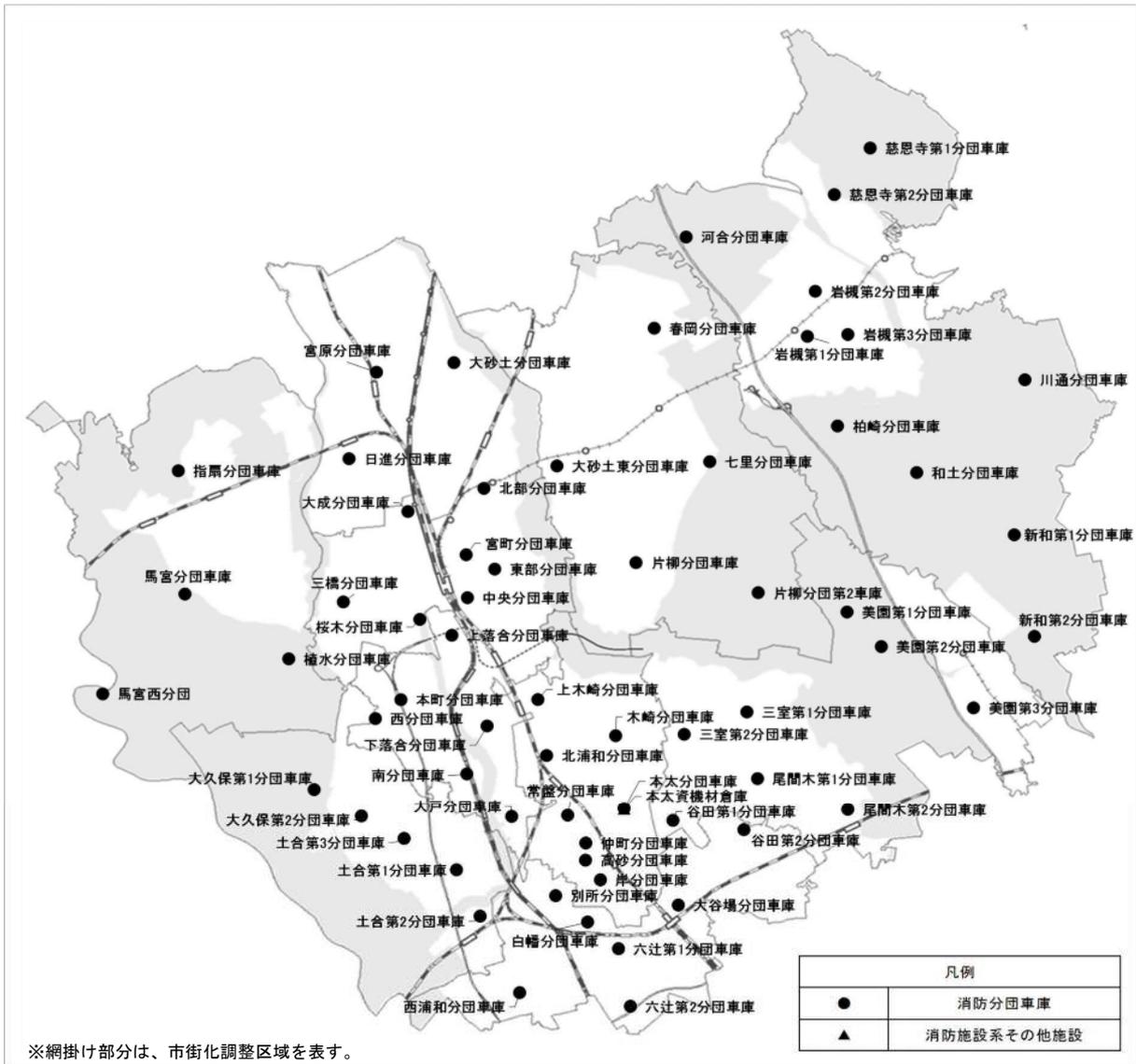
### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数(令和2年度末)	
消防分団車庫等	消防団の防火防災活動のための拠点施設として設置している。	消防分団車庫：64 資機材倉庫：1	65施設

### ■ 個別方針

消防分団車庫等	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防分団レベルで1施設を配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、1施設当たりの規模については、基準面積99㎡とする。 ※ 現状の平均延床面積：82㎡</li> </ul> <p>(複合化の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集約施設として、更新時に周辺の公共施設との複合化を検討する。</li> </ul> <p>(統合・整理の検討条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防分団の組織数による。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の配置については、「消防団充実強化計画」のとおりとする。</li> <li>火の見櫓(計8基)については、老朽化に伴い順次除却する。</li> </ul>
---------	---

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

消防分団車庫等	詰所、車庫、資機材倉庫等
---------	--------------

## II-1-(4) 環境施設

### ■ 施設概要

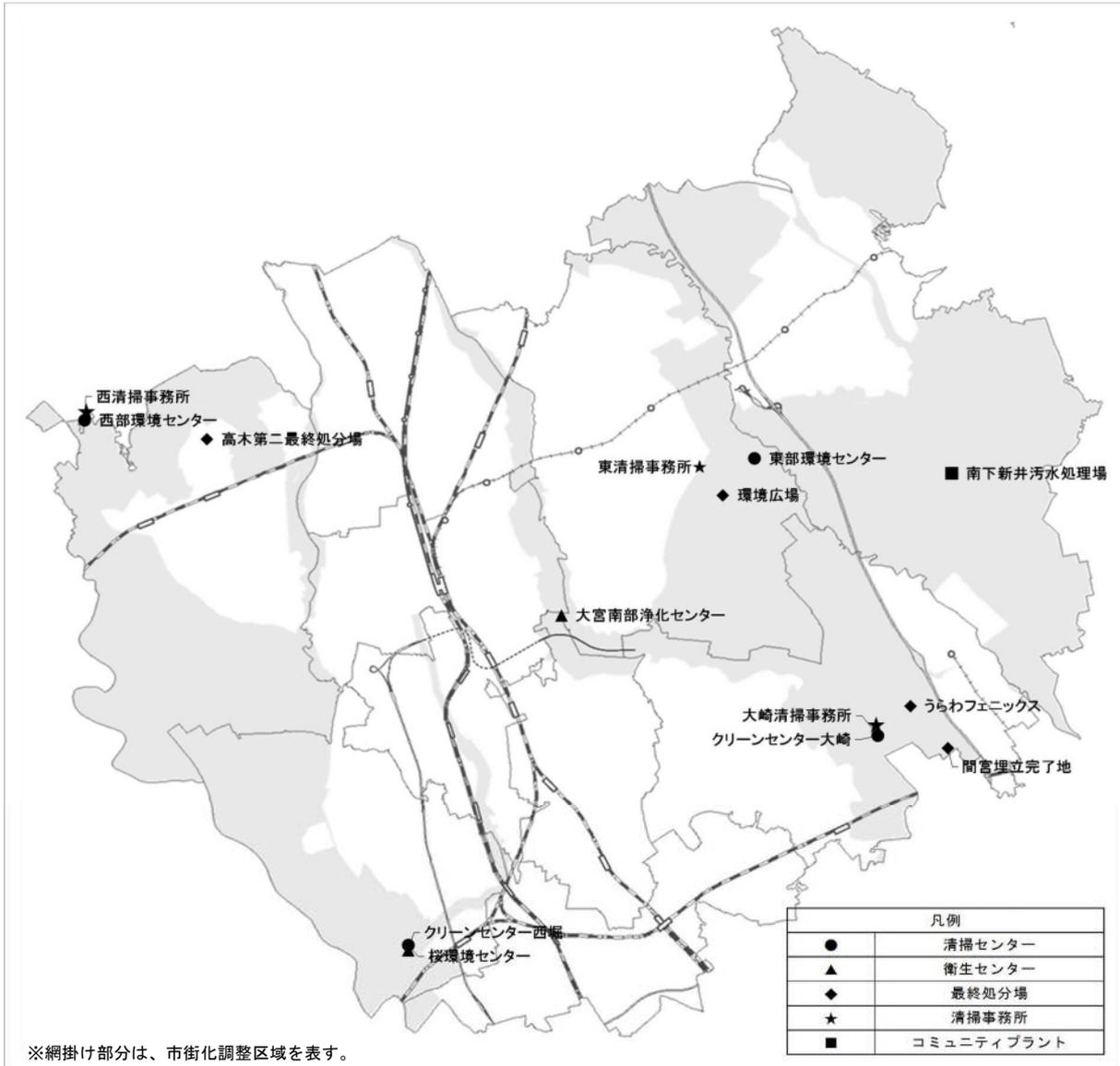
	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
清掃センター	ごみを衛生的に処理する施設として設置している。		4 施設
衛生センター	し尿等を衛生的に処理する施設として設置している。		2 施設
環境系その他施設	上記以外で本市が設置する環境施設	最終処分場：4 清掃事務所：3 コミュニティプラント：1	8 施設

### ■ 個別方針

清掃センター	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、全体での基準面積 90,767 m<sup>2</sup> を目標に規模を検討する。 ※ 現状の延床面積：117,933 m<sup>2</sup> (廃止した施設を除いた面積：105,850 m<sup>2</sup>)</li> <li>(統合・整理の検討条件)</li> <li>今後の廃棄物等の排出量を基に、処理能力を決定し、必要に応じて統合・整理等を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の規模については、基準面積のほか、「一般廃棄物処理基本計画」による将来排出量目標を基に検討する必要がある。</li> <li>施設の配置については、「一般廃棄物処理基本計画」のとおりとする。ただし、将来的な排出量を勘案して、施設の更新にあわせて統合・整理等を含めた検討を行う。</li> <li>既存施設については、長寿命化計画を策定し、延命化を図る。</li> <li>PPP等の民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。</li> <li>清掃センターの耐用年数については35年程度とし、長寿命化修繕については原則として20年目に行うこととする。</li> <li>旧岩槻環境センター（H27年3月廃止）については、除却を検討する。</li> </ul>
衛生センター	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>統合・整理を検討する。 ※ 現状の延床面積：10,651 m<sup>2</sup></li> <li>(統合・整理の検討条件)</li> <li>今後のし尿等の処理量を基に、処理能力を決定し、必要に応じて統合・整理を検討する。</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生センターの耐用年数については35年程度とし、長寿命化修繕については原則として20年目に行うこととする。</li> </ul>
環境系その他施設	<p>(配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市レベルの施設として配置する。</li> </ul> <p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>統合・整理を検討する。 ※ 現状の延床面積：6,392 m<sup>2</sup> (廃止した施設を除いた面積：6,070 m<sup>2</sup>)</li> </ul>

	<p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終処分場は、埋立処分終了後も廃止が認められるまで長期的な維持管理が必要となるため、既存施設については、長寿命化計画を策定し、浸出水処理施設の延命化を図る。</li> <li>・最終処分場の埋立地については、埋立終了後、速やかに必要な閉鎖措置を実施する。</li> <li>・清掃事務所については、東西に2清掃事務所体制として存続する。</li> <li>・旧鈴谷清掃工場（H27年3月廃止）については、除却を検討する。</li> </ul>
--	---

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

清掃センター	・焼却場、破碎・選別場、環境学習場、余熱利用施設、事務所等
衛生センター	・し尿処理場、環境図書室、学習施設、事務室等
環境系その他施設	・水処理場、事務室等、最終処分場

## II-1-(5) その他施設

### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和2年度末）	
会館・自治会館	他の分野に掲載していない本市が貸付け、業務委託、転用等を行っている施設	25 施設	
その他貸付施設		防犯ステーション：6 作業所等：13 その他：9	28 施設

### ■ 個別方針

会館・自治会館	<p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：5,931 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防保全は行わない。</li> </ul>
その他貸付施設	<p>(更新時の方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハコモノ三原則に基づき、規模を検討する。</li> <li>※ 現状の延床面積：43,202 m<sup>2</sup> (廃止した施設を除いた面積：41,267 m<sup>2</sup>)</li> </ul> <p>(特記事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯ステーションについては、予防保全は行わない。</li> <li>・作業所等については、民間事業者への売却等も含めて検討する。</li> </ul>

■ 市内配置図



■ 主な機能（諸室）の考え方

会館・自治会館	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治会館：集会室等</li> </ul>
その他貸付施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>コルソ：ホール、ギャラリー等</li> <li>さいたま市民医療センター：一般病床その他関連諸室、外来診療その他関連諸室、救急医療その他関連諸室</li> <li>作業所等：作業室、事務室</li> <li>職業訓練センター：訓練諸室、事務室等</li> <li>北浦和インフォメーションセンター：就労支援施設</li> </ul>

### Ⅲ. 都市関連施設

#### 1. 都市基盤系施設

#### Ⅲ-1-(1) 道路・橋りょう

##### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）	
道路・橋りょう	市民生活の都市基盤施設として、道路法等に基づいて設置している。	都市計画道路	162 路線 370 k m
		道 路	管理路線： 21,201 路線 管理延長： 4,158.8 k m
		橋りょう	管理橋りょう： 1,180 橋 管理延長： 24.8 k m

##### ■ 個別方針

##### 道路（新設）整備

新規整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来の都市のあり方を見据え、都市計画道路の廃止も含めた道路網の再構築を行い、「道路網計画」に沿った道路ネットワークを構築する。</li> <li>効果的・効率的な道路整備を実施するため、道路整備計画については5年をめぐりに見直しを行う。</li> </ul>
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計段階において維持管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの削減に努める。</li> <li>道路構造令及びさいたま市条例の弾力的な運用に努め、経済性を考慮した最小限の道路整備を進める。</li> </ul>

##### 道路（舗装）管理

長寿命化計画の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>市が管理する国道と県道及び主要市道の一部区間について、「道路（舗装）維持管理計画」に基づき予防保全型の施設管理を行う。</li> <li>長寿命化計画の対象は、国道、県道、主要市道の一部区間とする。</li> </ul>
長寿命化の考え方	適切な管理手法と維持コストの適正化を図るため路面性状調査を定期的に行い、現状の把握を行う。また、調査結果を踏まえ、計画的な修繕を行う。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路（舗装）維持管理計画の見直しに合わせ、事後保全による維持管理費用との検証を実施する。</li> <li>調査や修繕手法に最新の技術を活用し、さらにコスト削減を進める。</li> </ul>
特記事項	今後、完成する主要な道路はアクションプランの見直しに合わせ、維持管理計画に組み入れる。



### III-1-(2) 河川

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）	
河川	市民生活の都市基盤施設として、河川法に基づいて設置している。	河川	準用河川： 15 本 延長： 34 k m 普通河川： 6,100 本 延長： 1,524 k m
		施設	排水機場： 2 施設 排水ポンプ施設： 66 施設 ゲート施設： 8 施設

#### ■ 個別方針

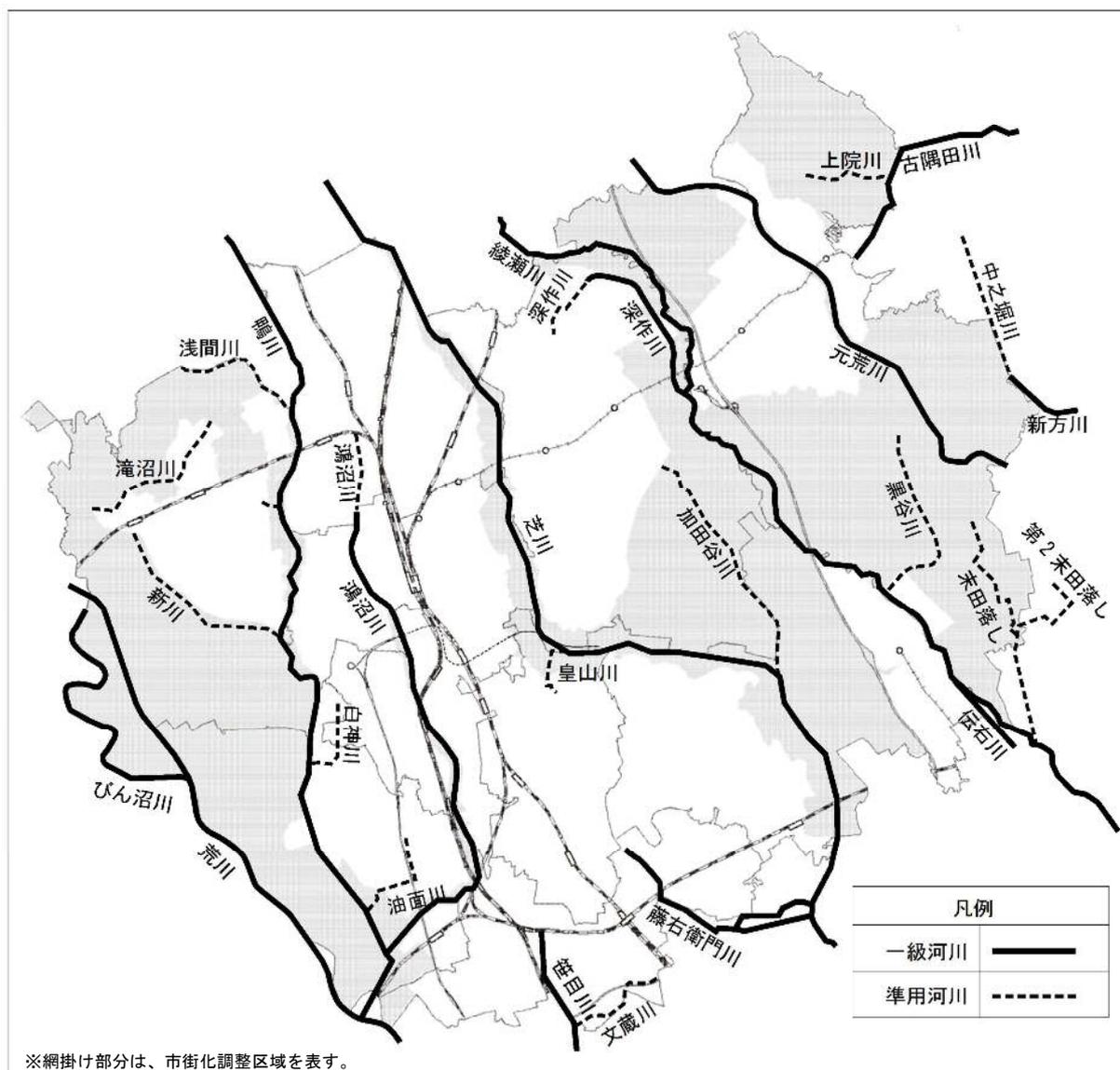
##### 河川改修・管理

改修・整備の方向性	市管理河川の現況や改修状況を把握し、現況河道の治水安全度や浸水被害状況を基に整備方針を定め、浸水被害軽減に向けて河川改修に取り組むとともに、周辺環境に配慮した多自然川づくりを推進する。
ライフサイクルコスト削減の考え方	コンクリート護岸や鋼矢板など様々な形態を有している既存河道施設について、データ収集・整理に努め、点検等で判明した損傷個所の計画的・効率的な修繕を図る。

##### 排水機場等の管理

長寿命化計画の対象範囲	市が所有する河川に係る排水機場を対象とする。
長寿命化の考え方	計画的、効率的に維持管理を行うため、日常の点検データを基に、劣化予測の精度を向上させて、適正な時期に修繕を行い、施設の延命化を図る。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水機場の長寿命化計画に沿い、修繕等を計画的に実施する。</li> <li>期末ごとに時点修正を実施し、修繕等の計画を見直す。</li> </ul>
特記事項	長寿命化計画の対象としない排水ポンプ施設及びゲート施設については、必要な機能を損なわないよう適切に維持管理を行う。

■ 市内配置図



(一級河川については、国又は県が管理しているため、本計画の対象外)

### III-1-(3) 公園

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）	
都市公園	市民生活の社会基盤施設として、都市公園法に基づいて設置している。	都市公園：986 か所 面積：443ha	986 か所
		都市公園のうち、競技場、野球場、テニスコート、プール等の有料施設がある公園：20 か所	
スポーツ施設	都市公園のうち、浦和北公園（高齢者いこいの公園）は、高齢者の心身の健康の保持、教養の向上及びレクリエーションのために便宜を供与し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする公園として設置している。	浦和北公園（高齢者いこいの公園）：1 か所 （都市公園の箇所数、面積に含む。）	4 施設
	市民の体力増進及びレクリエーション活動の推進を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与する施設として設置している。	地域プール：3 施設	
	地域スポーツの振興及び地域の活性化並びに青少年の健全な育成を図るための施設として設置している。	サッカー場：1 施設	

#### ■ 個別方針

##### 公園（新設）整備

新規整備の方向性	市民1人当たりの都市公園面積が少ないため、歩いて行ける身近な都市公園の不足する地域の解消を目指し、新規整備を進める。
ライフサイクルコスト削減の考え方	公園用地について、市有未利用地や借地公園制度などを活用し、公園整備費の削減を図る。 ソーラー照明を設置し、ランニングコストの削減を図る。

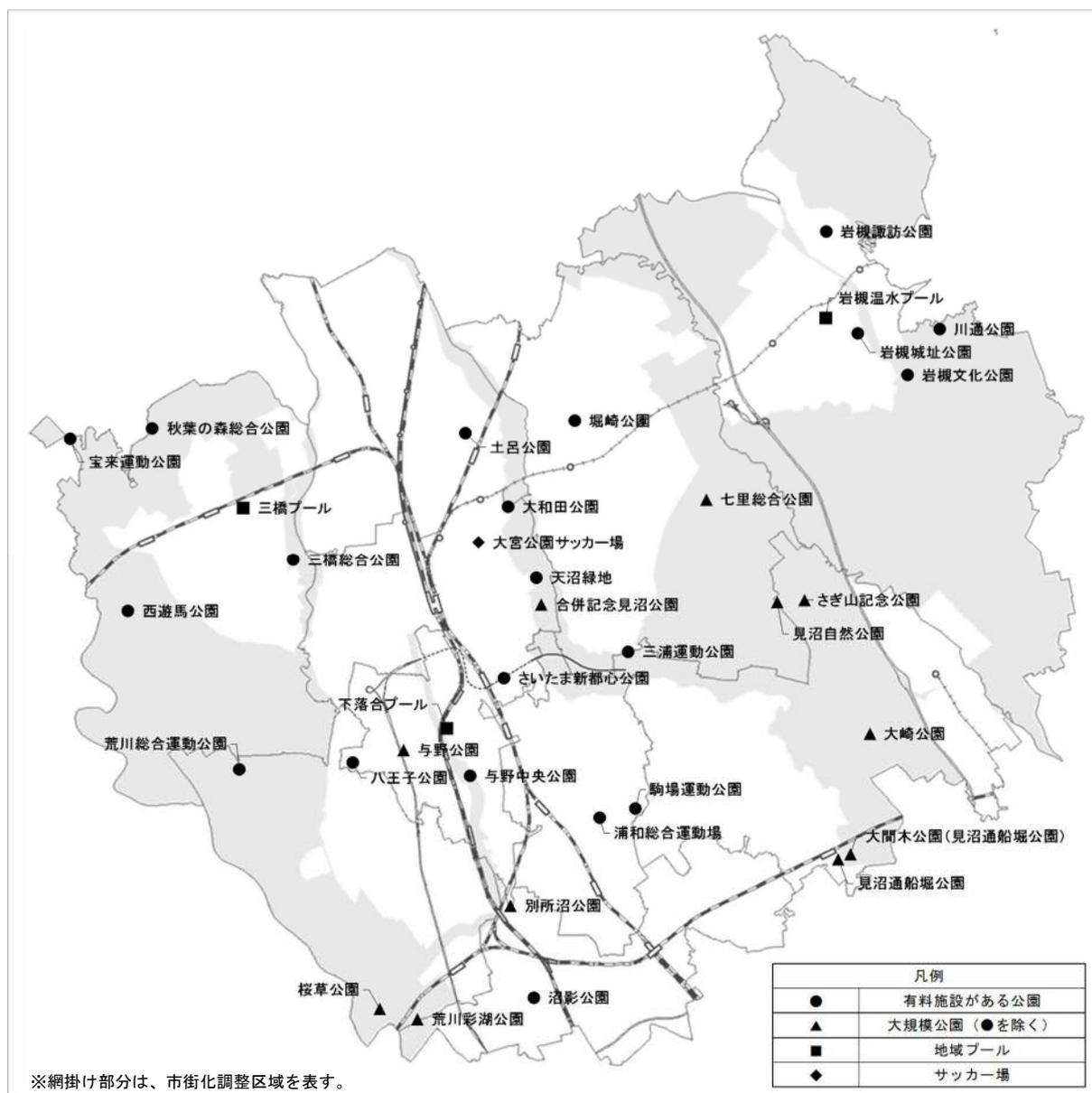
##### 都市公園管理

長寿命化計画の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具等について予防保全型管理の維持管理を行う。</li> <li>遊具等以外の公園施設については、点検等の結果により修繕を実施する。</li> </ul>
長寿命化の考え方	5年に1回の詳細点検結果から、現状把握及び劣化予測を更新して、長寿命化計画の見直しを行う。
ライフサイクルコスト削減の考え方	利用頻度が高く、不特定多数の利用者が見込まれる遊具について、安全確保の観点から優先的に維持管理を行う。

## スポーツ施設管理

長寿命化計画の方向性	令和元年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、プール、サッカー場について計画的な施設管理を行う。
長寿命化の考え方	現況調査を行い施設の劣化状況を把握し、修繕方法を精査して維持管理計画を策定する
ライフサイクルコスト削減の考え方	現況の状況から必要な修繕方法や実施時期を検討し、将来コストの削減が図れるよう、維持管理計画に反映する。

## ■ 市内配置図



### III-1-(4) 駐車場等

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）	
駐車場等	自動車利用者の利便に資するための施設として設置している。	自動車駐車場：5	43 施設
	自転車利用者の利便に資するための施設として設置している。	自転車駐車場：27	
	（その他）	自転車保管所：4 バスターミナル：1 鉄道駅舎：6	

#### ■ 個別方針

##### 駐車場（新設）整備

新規整備の方向性	駅周辺における方向別の需要に応じた自転車等駐車場の整備計画策定を検討する。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間自転車等駐車場整備に関する補助を積極的に活用することで、民間施設の参入を促進する。</li> <li>民間施設が少ないエリアについて、市による整備を検討していく。</li> </ul>

##### 自動車駐車場管理

長寿命化計画の対象範囲	市営自動車駐車場
長寿命化の考え方	修繕を行う管理基準を定め、修繕方法を精査し、維持管理計画を策定する。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化計画に沿い修繕等を計画的に実施する。</li> <li>年度ごとに時点修正を実施し、修繕・更新の見直しを行う。</li> <li>新工法等を積極的に採用し、コスト削減を図る。</li> </ul>

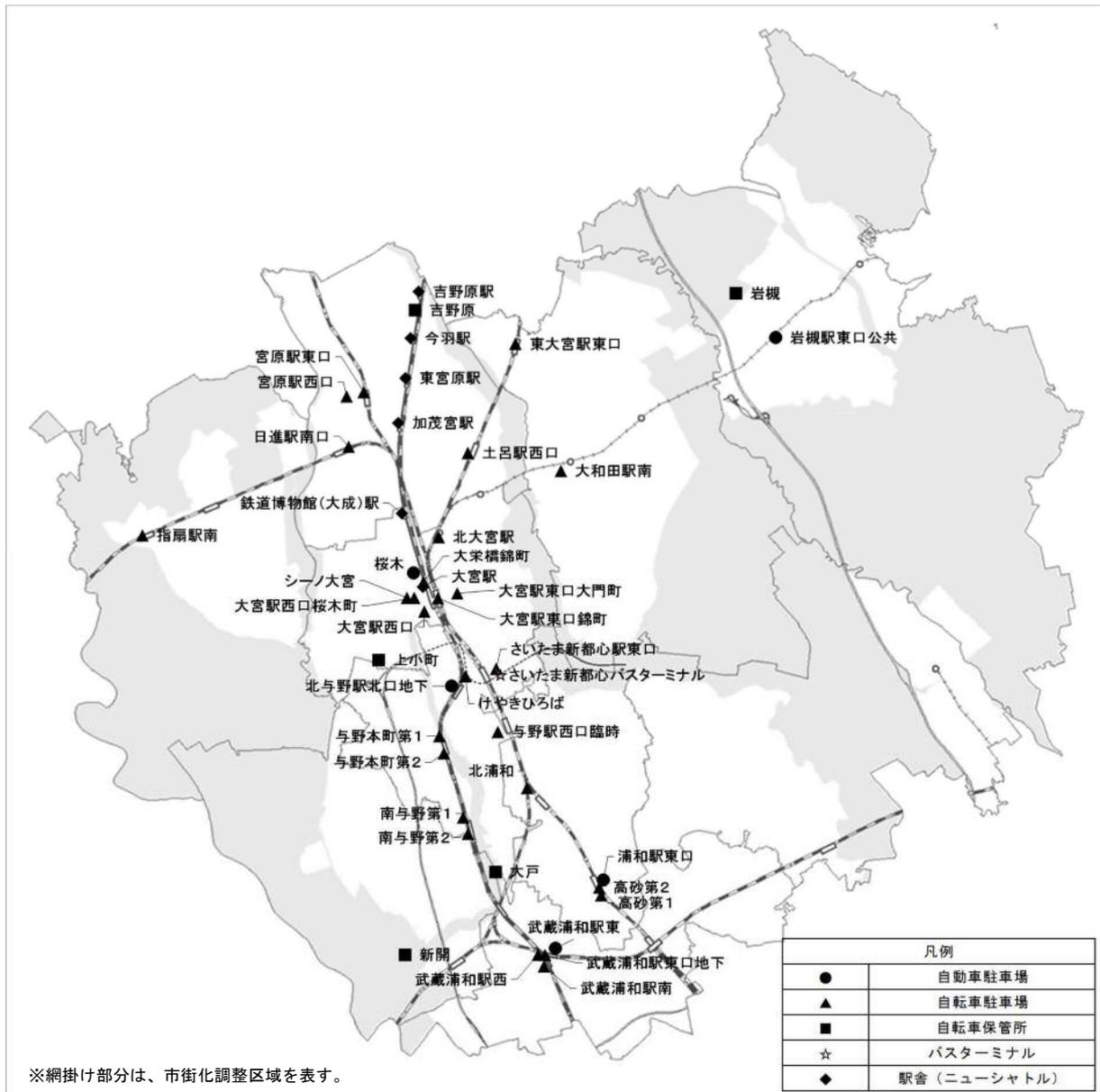
##### 自転車駐車場管理

長寿命化計画の対象範囲	市営自転車駐車場
長寿命化の考え方	修繕を行う管理基準を定め、修繕方法を精査し維持管理計画を策定する。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化計画に沿い修繕等を計画的に実施する。</li> <li>年度ごとに時点修正を実施し、建物を青空の平置きに転用するなど、修繕・更新の見直しを行う。</li> <li>新工法等を積極的に採用し、コスト削減を図る。</li> </ul>

その他（自転車保管所、バスターミナル、鉄道駅舎）

<p>ライフサイクル コスト削減の 考え方</p>	<p>放置自転車等の減少傾向に伴い、自転車保管所の統廃合の検討を進める。</p>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和 2 年 6 月に供用を開始したさいたま新都心バスターミナルについては、暫定施設として整備している。</li> <li>埼玉新都市交通伊奈線（ニューシャトル）の駅舎については、市が所有しているが、維持管理については、協定に基づいて鉄道事業者が行っている。</li> </ul>

■ 市内配置図



### III-1-(5) 市街地開発事業

#### ■ 事業概要

	位置付け等		事業数
市街地開発事業	区画整理	公共施設の整備・改善と宅地の利用増進を図るため、土地区画整理法に基づいて事業を実施している。	22 事業
	再開発	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、都市再開発法に基づいて事業を実施している。	4 事業

#### ■ 個別方針

市街地開発事業は現在から将来も進行形であり、現時点でのコスト推計が困難であるため、R2 予算額と同額を将来コスト額として仮置きしている。ただし、特定の年度に事業が集中する可能性があるという事業の特殊性があるため、年度によって事業費に凹凸が発生する可能性があるが、期間を通じた総コスト額の枠の中で事業を推進する。



### III-1-(6) 防火水そう

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）
防火水そう	消火活動の際に必要な消火栓以外の消防水利として設置している。	4,295 基

#### ■ 個別方針

##### 防火水そう

新規整備の方向性	消防水利の不足している地域及び「防災都市づくり計画」に基づく延焼リスクの高い地域等に対して耐震性防火水そうを整備する。
長寿命化計画の方向性	長寿命（耐震）化の対象については、4,295 基のうち消防局が維持管理する公設防火水そう 1,003 基とし、国が定める消防水利の基準や地域の実情等を踏まえて選定した防火水そうを長寿命（耐震）化する。
長寿命化の考え方	設置より 50 年を経過するまでに工事を完了する。
ライフサイクルコスト削減の考え方	長寿命（耐震）化を実施することにより、既存防火水そうの廃止抑制、補修費用及び更新によるコストの削減を図る。

※ 設置数が多いため、市内配置図は省略

### III-1-(7) 農業水利施設

#### ■ 施設概要

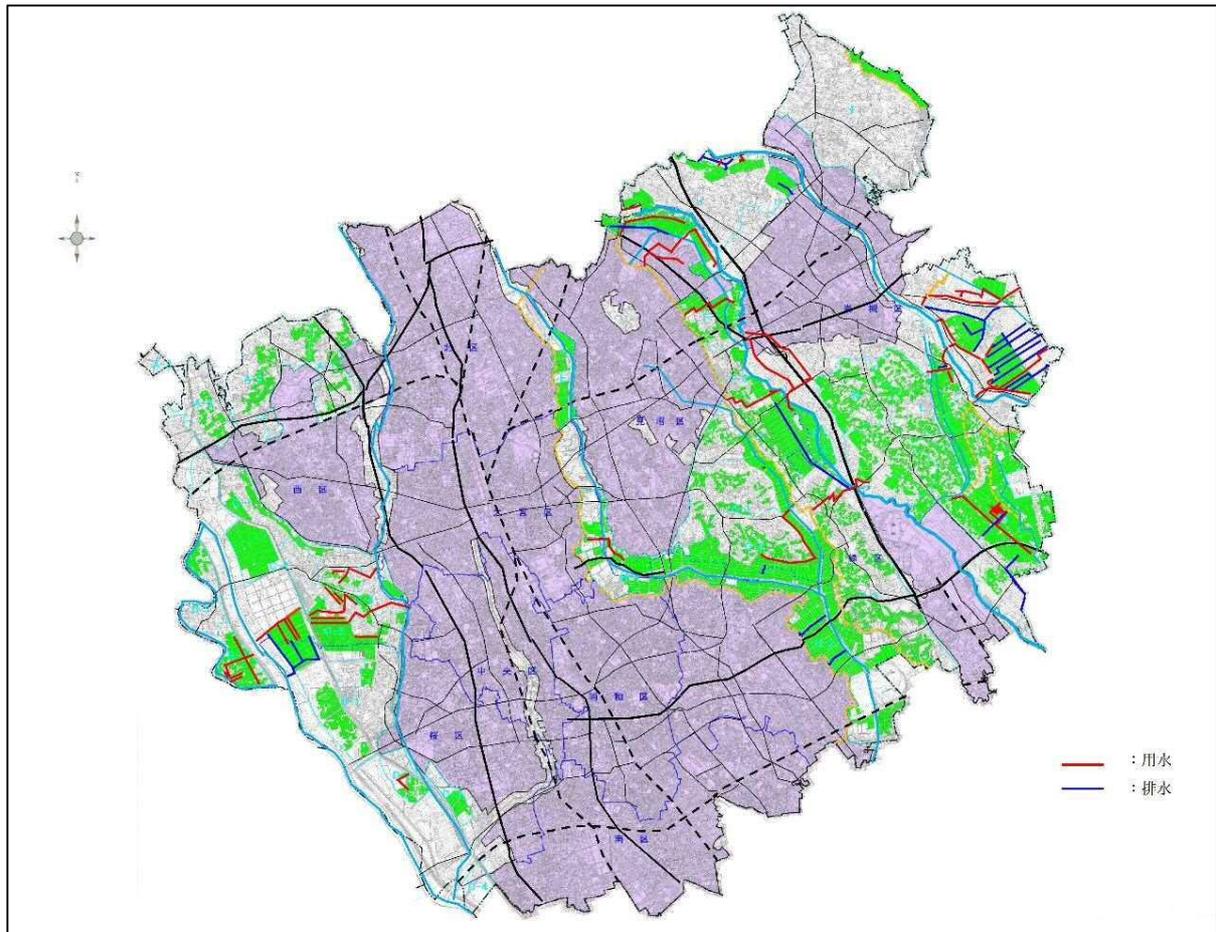
	位置付け等	施設数（令和元年度末）	
農業水利施設 （基幹施設）	農業生産性を向上させるため、安定した用水の確保、排水機能の強化用水路の安定供給を図るための施設として設置している。	農業用水路	122 路線 65 km
		揚水機場 排水機場 頭首工（堰）	3 施設

#### ■ 個別方針

##### 農業水利施設（基幹施設）

長寿命化計画の方向性	各施設の重要度及び管理水準を設定した上で、施設の健全度を踏まえ、劣化予測に基づき、補修・更新時期を設定する。
長寿命化の考え方	各施設の規格、構造を考慮し、補修、更新等の費用を比較算定し、効率的な手法を選定した上で、適切な時期に補修・更新等を実施する。
ライフサイクルコスト削減の考え方	施設の規格、構造に応じた工事手法を選定することにより、コスト削減につながる計画としている。

■ 市内配置図



### III-1-(8) 歩行者デッキ

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）
歩行者デッキ	さいたま新都心駅周辺における歩行者の利便性・安全性に資するための施設として設置している。	1 施設

#### ■ 個別方針

##### 歩行者デッキ

長寿命化の考え方	本デッキは、土木構造物と建築物、建築設備を併せ持つ特徴を持っているため、土木構造物、建築物、建築設備のそれぞれの予防保全の考え方を踏まえ検討した。
ライフサイクルコスト削減の考え方	設定した劣化予測モデルを基に長期修繕計画を策定し、各部材ごとに将来の損傷状況の変化を予測して、最適投資額や投資時期を計画し、軽微な損傷のうちに補修を実施することで総補修費を抑える。
特記事項	予防保全と架け替え更新を比較すると 67 億円の縮減効果がある。

■ 市内配置図



### III-1-(9) みどり推進施設

#### ■ 施設概要

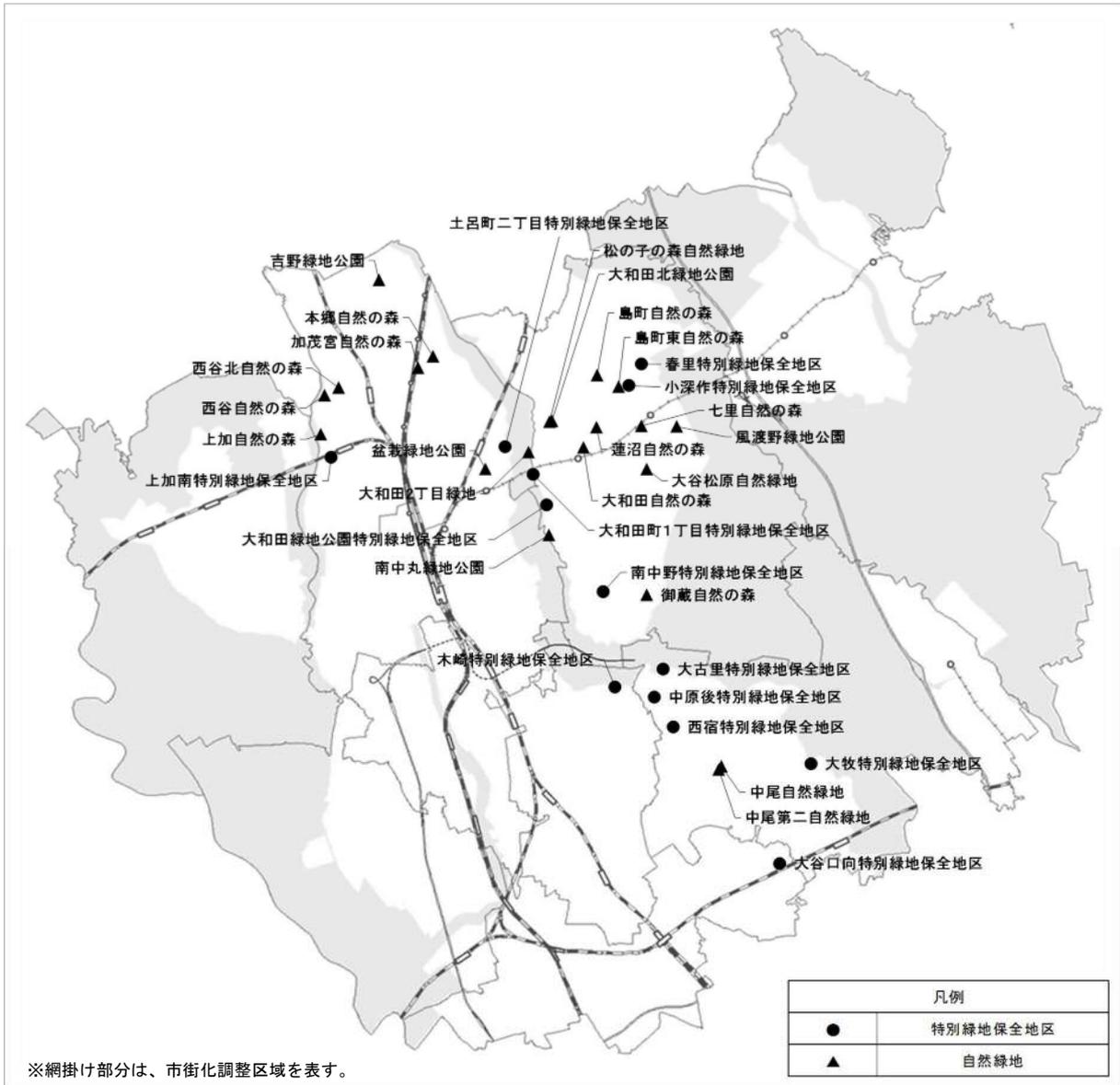
	位置付け等	施設数（令和元年度末）
みどり推進施設	良好な自然環境を有する緑地で、市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とした施設として設置している。	特別緑地保全地区：13 か所 面積：5.38ha ----- 自然緑地：21 か所 面積：5.49ha

#### ■ 個別方針

##### みどり推進施設

維持・整備の方向性	市民利用が可能な緑地については、環境に配慮しながら、市民が散策や環境学習をすることができる緑地として園路や休憩施設等の整備を行う。
ライフサイクルコスト削減の考え方	市で緑地を整備する段階において、一定の樹木の間伐等を行い、維持管理に掛かるコストの削減を図るほか、緑地内の下草刈りや枝打ちを行うボランティア団体の活動を支援することでコストの削減に努める。

■ 市内配置図



## 2. 市営住宅等

### Ⅲ-2-(1) 市営住宅等

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）	
市営住宅等	低所得者や低所得の高齢者又は障害者などに対し住宅を供給するための施設として設置している。	市営住宅：36 改良住宅：1	38 施設
	中堅所得者等の居住の用に供する賃貸住宅を供給するための施設として設置している。	市民住宅：1	

#### ■ 個別方針

長寿命化計画の対象範囲	市営住宅、改良住宅、市民住宅
長寿命化の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した市営住宅について、計画的な修繕を実施し、長寿命化を図る。また、建替えが必要な住宅については、集約化等を含め敷地の有効活用を検討する。</li> <li>・入居者の高齢化・単身化が進行していることから、ニーズに合った型別供給を行う。</li> <li>・高齢者等に配慮し、バリアフリー化を図る。</li> </ul>
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化計画に基づき修繕・改善をすることにより、建替えコストの削減をする。</li> <li>・老朽化に伴う改修において、維持管理が容易なものに改修する。</li> <li>・一定規模以上の建替えに当たっては、PPP等の民間活力の導入の可能性や福祉施設等の複合化を検討する。</li> </ul>
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市営住宅等の現状戸数を維持する。</li> </ul>

■ 市内配置図



#### IV. 企業会計施設

##### 1. 上水道施設

### IV-1-(1) 上水道施設

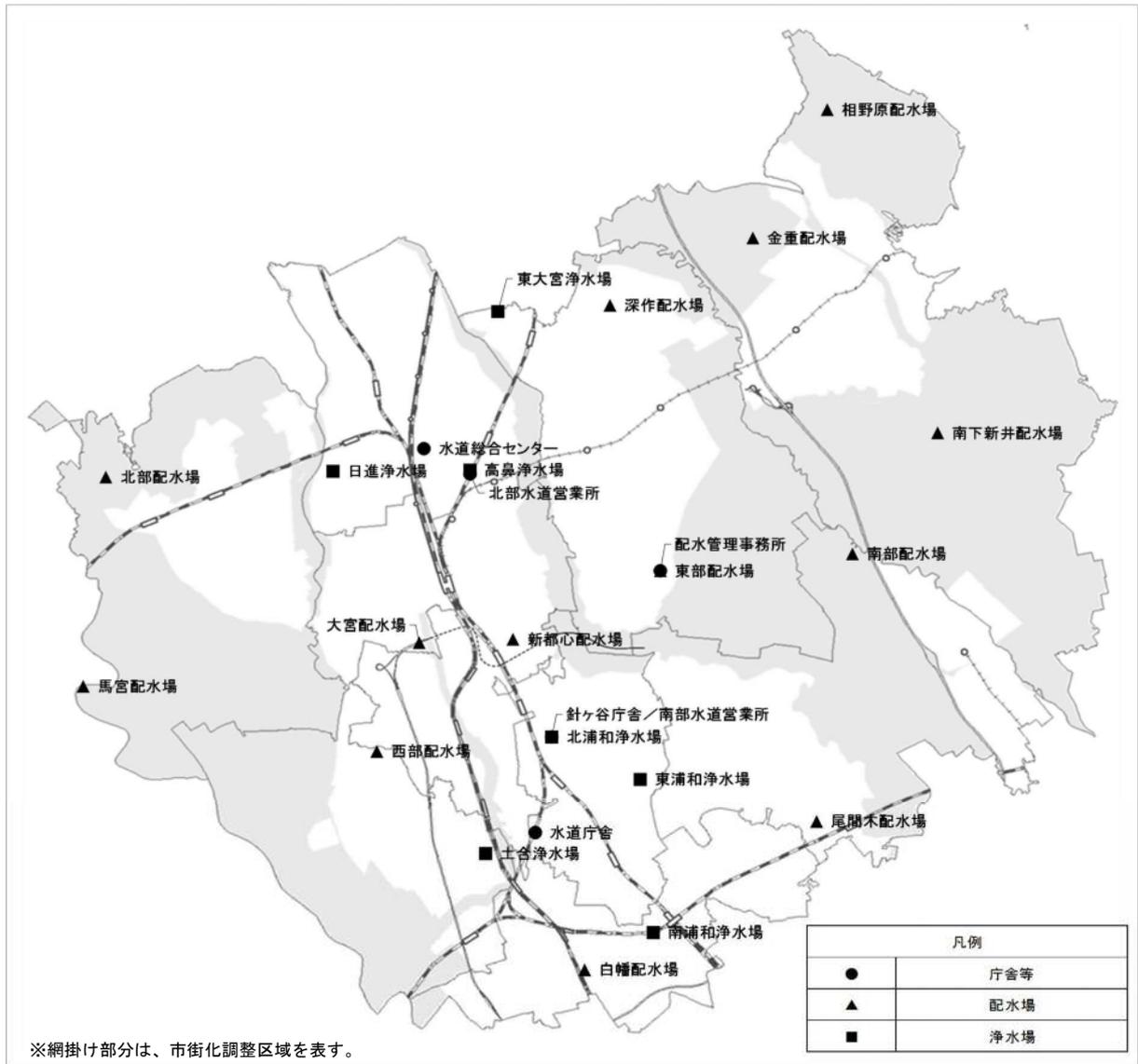
#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）
上水道施設	生活用水その他の浄水を市民その他の需要者に供給するための施設として設置している。	管路：延長 3,649 k m 配水場：13 浄水場：7 庁舎等：5 広場等（配水池上部）：5

#### ■ 個別方針

長寿命化計画の対象範囲	水道施設（管路・浄配水場）
長寿命化の考え方	定期点検や診断などにより水道施設の状態を適正に把握・評価し、適切な維持管理を実施することで、安全性を確保しながら長寿命化を図る。
ライフサイクルコスト削減の考え方	適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的かつ効率的な更新を進めることで、事業費の平準化と抑制を図る。また、新しい技術の採用や民間活力の活用による効果的な整備手法についても検討を行う。

■ 市内配置図



※網掛け部分は、市街化調整区域を表す。

## 2. 下水道施設

### IV-2-(1) 下水道施設

#### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数（令和元年度末）
下水道施設	市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するための施設として設置している。	管路延長： 3,450 km ポンプ場： 19 施設 下水処理センター： 1 施設 その他下水道施設：

#### ■ 個別方針

##### 下水道管路（新設）整備

新規整備の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>未普及地区を対象として汚水整備事業を推進する。</li> <li>浸水被害軽減を図るため、浸水整備事業を推進する。</li> </ul>
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併浄化槽との連携を図り、経済性を考慮した汚水整備を進める。</li> <li>ハード対策だけでなくソフト対策の充実化を図り、総合的な浸水被害軽減を促進していく。</li> </ul>

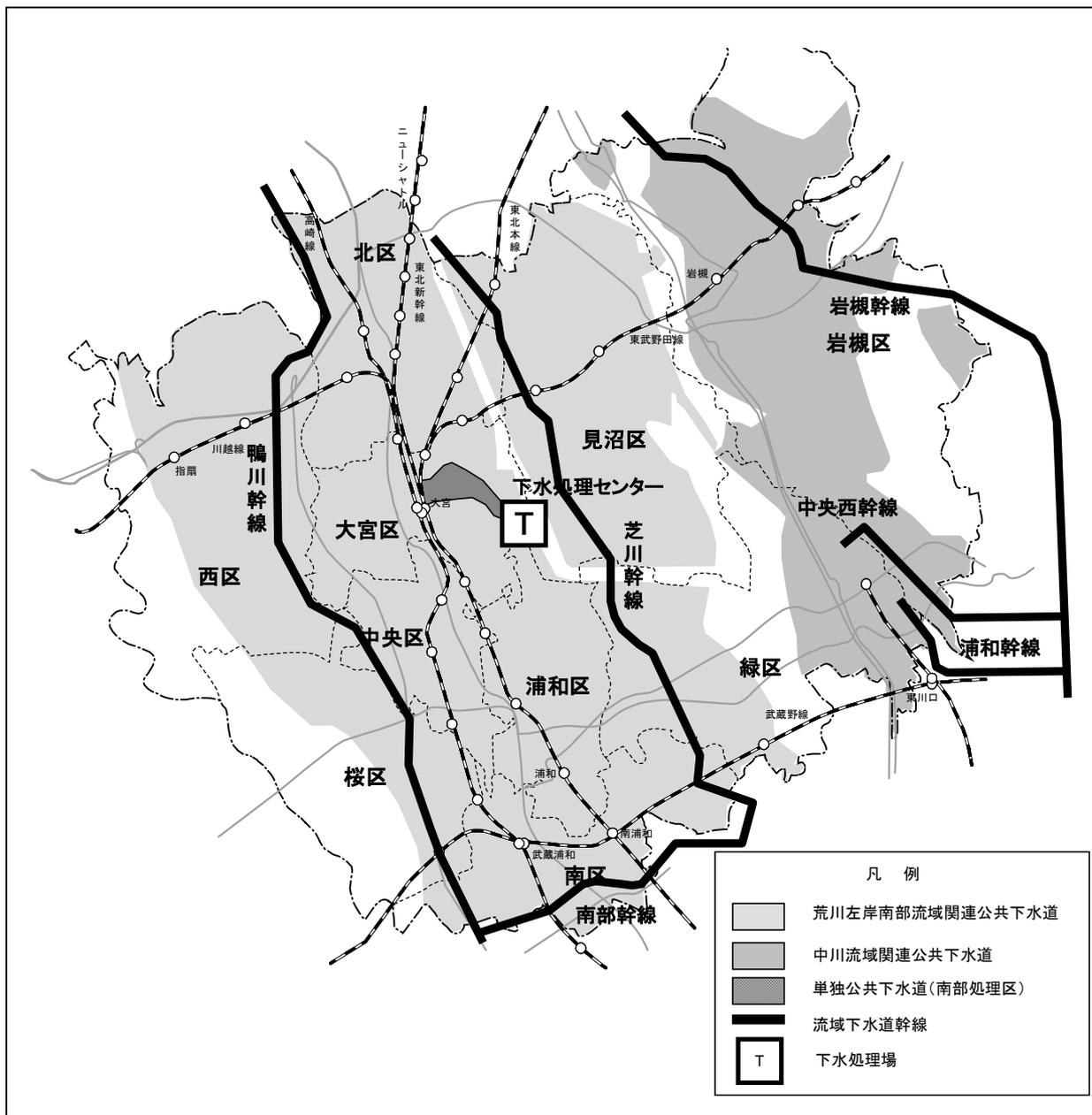
##### 下水道管路（既設）の長寿命化

長寿命化計画の対象範囲	市内約 3,450 kmを対象として、「下水道ストックマネジメント計画」を策定した。また、パトロールや要望等によって更新あるいは修繕を実施していく。
長寿命化の考え方	ストックマネジメントの観点に基づいて、下水道管路の状態を適正に把握・評価して、計画的かつ効率的に管理しながら、優先順位に応じた更新あるいは修繕を実施していく。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルコストの最小化を図るため、調査結果に基づいて効率的に更新あるいは修繕を実施していく。</li> <li>調査結果や更新・修繕履歴を継続的に蓄積し、情報システムの効率的な運用を推進していく。</li> <li>膨大な管路延長の維持管理・更新に対して、事業費の平準化を図る。</li> </ul>

##### 下水処理センター・ポンプ場・その他下水道施設の長寿命化

長寿命化計画の対象範囲	下水処理センター及びポンプ場等の機能を持続可能にするため、「下水道ストックマネジメント計画」を策定した。また、故障や不具合が発生した箇所については修繕を実施する。
長寿命化の考え方	ストックマネジメントの観点に基づいて、下水道施設を構成する土木・建築・機械・電気設備の状態を適正に把握・評価して、計画的かつ効率的に管理しながら、優先順位に応じた更新あるいは修繕を実施していく。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフサイクルコストの最小化を図るため、調査結果に基づいて効率的に更新あるいは修繕を実施していく。</li> <li>調査結果や更新・修繕履歴を継続的に蓄積し、情報システムの効率的な運用を推進していく。</li> <li>膨大な機器点数の維持管理・更新に対して、事業費の平準化を図る。</li> </ul>
特記事項	その他下水道施設には、雨水貯留施設やマンホールポンプ、スクリーン、一般会計施設等が含まれる。

■市内配置図



### 3. 病院施設

#### IV-3-(1) 病院施設

##### ■ 施設概要

	位置付け等	施設数
病院施設	市民の健康保持に必要な医療を提供するための施設として設置している。	1 施設

##### ■ 個別方針

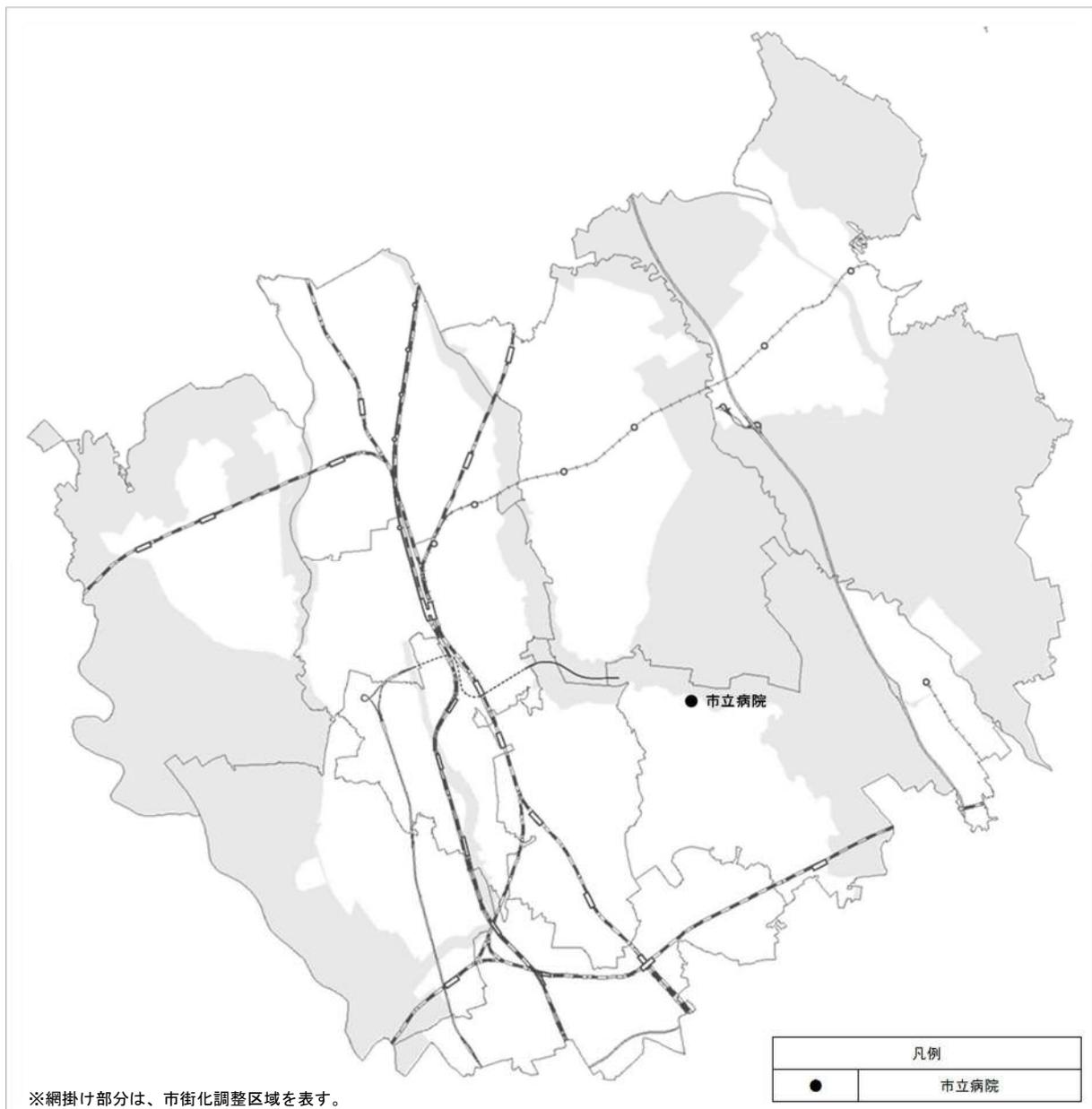
###### 市立病院の維持管理

維持・整備の考え方	施設整備基本構想・基本計画に基づく施設整備の方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機能の充実に資すること</li> <li>・患者本位の療養環境</li> <li>・医療従事者から選ばれる職場環境の整備</li> <li>・健全経営を見据えた施設整備計画</li> <li>・地域医療の充実に貢献</li> <li>・将来の成長と変化への対応</li> <li>・関係施設との連携による相乗効果</li> </ul>
ライフサイクルコスト削減の考え方	施設整備基本構想・基本計画に基づく施設整備事業では、次のような取組により、ライフサイクルコストの削減を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費、維持管理費、更新費用等のコスト削減</li> <li>・維持管理の容易なシステム計画</li> <li>・使用機器・配管材料は、長寿命のものを使用</li> </ul>

###### 看護師寮の維持管理

維持・整備の考え方	効率的な建物の維持管理に努め、保全の考え方をベースに計画的に修繕及び更新を実施する。更新時には、施設の必要性や規模等を検討し、整備を進める。
ライフサイクルコスト削減の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費、維持管理費、更新費用等のコスト削減</li> <li>・維持管理の容易なシステム計画</li> <li>・使用機器・配管材料は、長寿命のものを使用</li> </ul>

■ 市内配置図



## V. 土地

### V 土地

#### ■ 保有状況（令和元年度末現在） ※市が保有する道路、橋りょう、河川及び公営企業財産を除く。

区分	面積（万㎡）	構成比
行政財産	1,023.32	93.9%
普通財産	66.48	6.1%
合計	1,089.80	100.0%

#### ■ 現状

- ・市が保有する公有財産（土地）は合計1,089.80万㎡であり、うち行政財産が1,023.32万㎡（93.9%）、普通財産が66.48万㎡（6.1%）である。
- ・公有財産（土地）のうち、行政目的として利用が予定されていないなど、未利用地として想定されるものは9.02万㎡であり、うち8.09万㎡が市内にある。（100㎡以上に限る）
- ・市内にある未利用地のうち、岩槻区4.16万㎡（51.4%）、西区2.36万㎡（29.1%）、見沼区0.66万㎡（8.2%）、中央区0.54万㎡（6.7%）などとなっており、都心部より郊外部の方が多。

#### ■ 個別方針

##### ○新規取得の抑制

- ・施設整備に必要な土地の確保に当たっては、道路、河川、公園緑地など代替がきかないものを除き、原則として、新たな取得は行わず、未利用地や施設の統合・整理により発生する土地の積極的な活用により確保を図る。
- ・新たに用地を取得する場合であっても、未利用地の交換や代替処分などによる有効活用を検討する。

##### ○未利用地の効果的な活用

- ・現在所有している未利用地のうち、他事業での活用の可能性がない土地は、面積、形状、周辺の土地利用状況を考慮して積極的な処分を検討する。また、他事業での活用が検討されている土地であっても、事業に支障のない範囲で有効活用を検討する。
- ・今後、施設の統合・整理により発生する用地については、当初の取得や利用の経緯、周辺の土地利用状況など、地域の特性や将来の利用可能性など中長期的な視点及び保持・活用のための経費なども考慮し、処分も含め最適な活用方法を検討する。

##### ○民間との連携による活用

- ・未利用地や施設の統合・整理により発生する土地の有効活用にあたっては、PPPや定期借地、民間企業提案の採用、民間事業者への貸付など、民間事業者との連携を積極的に検討し、より効果的な活用を図る。
- ・地域利用が可能な土地については、地元管理等の管理体制を検討し、活用を図る。